

もあてにはならないという症例であった。

症例 3 : B 型肝炎に非 A 非 B 型肝炎を合併した疑いのある症例で、たとえ B 型肝炎の抗体をワクチンで得たとしても非 A 非 B 型肝炎に感染する可能性は残るわけであり、素手で血液に触れることのないように、日常診療に気くばりすべき症例であった。

結 論

1. 我々は歯科処置に際し必要に応じて血液臨床検査を利用した。
2. そして歯科の分類における具体的な利用法を示した。
3. 特にウィルス性肝炎を有する患者に対して歯科処置を行う際に、血液臨床検査は必要不可欠であると思われた。

9. 上顎 2 箇所発生した歯牙腫の 1 例

秋山幸生 (口腔外科 I)

歯牙腫は口腔外科領域で、しばしば見られる歯原性腫瘍であるが、2 箇所以上に見られた報告は少ない。今回我々は、上顎右側の前歯部と小白歯部の 2 箇所に見られた歯牙腫の一例を経験したので、その概要を報告した。

患者は 14 歳女性で、1 の未萌出を主訴に某歯科を受診し、X 線写真により 1 の埋伏と右側上顎前歯部および小白歯部の X 線不透過像を指摘され、昭和 62 年 10 月 5 日当科を紹介され来院した。口腔内所見として、1 欠損部の唇側歯槽部に 1 の歯冠を思わせる硬固物を触知し、2 の口蓋側に骨様の膨隆を認めた。小白歯部では、特に異常所見は認めなかった。X 線所見では、右側上顎前歯部に周囲を白線で囲まれた示指頭大の塊状の不透過像と、小歯牙様の不透過像を認め、小白歯部から大臼歯部にかけては、米粒大の凸凹不整形の塊状の不透過像が散在して

いた。以上から 1 の埋伏歯を伴った、上顎右側の前歯部および小白歯部の歯牙腫を疑い、昭和 63 年 1 月 11 日局麻下に前歯部の腫瘤を摘出した。摘出物は、暗赤色の被膜に包まれた、2.5×1 cm 大の腫瘤で、その内部に触診により大小不整形の硬固物を認めた。病理組織所見では、象牙質とその内部に歯髓腔を有する歯牙様構造を呈した部分もあったが、それに連なって不規則なセメント質の増生を認めた。最終診断は、X 線所見、摘出物所見、病理組織学的所見を加味し、複雑性歯牙腫 (一部に集合性パターンを有する) とした。術後経過は良好であったが、1 が萌出してこないため、同年 8 月 8 日同部の開窓術を施行した。術後 1 年 4 ヶ月を経過したが X 線写真にて、前歯部の腫瘤の再発および小白歯部の腫瘤の増大傾向はみられず、現在経過観察中である。

10. 金属アレルギーが原因と思われた頬粘膜扁平苔癬の 1 例

管波泰司, 中川哲郎*

(口腔外科 II, 口腔外科 I*)

口腔扁平苔癬は、口腔粘膜に発症する難治性の慢性炎症性角化症である。近年、歯科用金属のアレルギーに起因したとされる症例がいくつか報告されている。このたび、我々も金属補綴物が原因と思われる口腔扁平苔癬の 1 例を経験したのでその概要を報告した。

症例は 39 歳の女性で、初診 8 ヶ月前から、右頬粘膜にしみる感じがあり、一週間前から、このしみる感じが増強したため来院した。口腔外には、異常所見を認めないが、口腔内をみると、右頬粘膜に、類円形の白線で囲まれ、その内部に錯走する白線と軽度の黒色の色素沈着を伴った病変を認め、左頬粘膜・顎間皺襞部・臼後三角部

にも小さな白斑を認めた。また、右頬粘膜の病変の組織像では、上皮層に軽度の parakeratosis と acanthosis をみるとともに上皮下にリンパ球の帯状の浸潤を認めた。また、上下顎の左右臼歯部に銀合金製の歯冠補綴物が装着されておりこれは 2 年前に装着したものであった。なお、患者は、消炎鎮痛剤、卵およびコーヒーなどより蕁麻疹が出現し、また金属製装身具の接触部位に搔痒を覚えるとのことであった。

以上のことから口腔内の病変は金属冠に起因することが考えられたため、これらを撤去し経過を観察し、歯科用金属シリーズ (M-7) を用いたパッチ・テストを施